平成２４年（フ）第２８９号
青森県上北郡東北町字塔ノ沢山１丁目132番地、住民票上の住所青森県上北郡東北町字夫雑原173番地　加藤秀則方
債務者　加藤　繁光
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９７号
青森県むつ市大平町５番53号
債務者　曽我　光夫
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９８号
青森県むつ市大平町５番53号
債務者　曽我　　惠
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７３号
長崎県南島原市深江町丁5351番地４、前住所長崎県雲仙市国見町土黒甲827番地２
債務者　中村　洋一
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
山口県岩国市旭町２丁目２番32号
債務者　米山　道子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１１６号
山口県岩国市旭町２丁目２番32号
債務者　米山　篤雄
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第６４１号
千葉市稲毛区長沼原町317番地１ヴィルフォーレ稲毛８番館708号
破産者　金子　正博
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６６１号
千葉県市川市南八幡２丁目21番２―805号ライオンズマンション市川本八幡
破産者　大窪　拓未
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７９５号
千葉市若葉区加曽利町684―１山の手ハイツＣ101、住民票上の住所千葉県市原市ちはら台東７丁目12番地24
破産者　大和久幸司
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９６７号
千葉県船橋市浜町２丁目３番32―710号
破産者　藤本　玲子
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９９９号
千葉市花見川区内山町219番地
破産者　新井　正人
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０６８号
千葉県船橋市大穴南２丁目26番29号
破産者　中井　英雄
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１号
横浜市保土ケ谷区権太坂１丁目22番７号
破産者　株式会社アーバンビルド
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３６号
静岡市清水区江尻台町13番20号
破産者　有限会社ユニティ
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６６号
大阪府岸和田市摩湯町1062番地の７
破産者　株式会社いくしま
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
福岡県田川郡添田町大字中元寺3780番地
破産者　有限会社上田組
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第２９２号
北海道苫前郡羽幌町緑町52番地
破産者　羽幌木材加工協同組合
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５０号
北海道旭川市錦町20丁目2166番地の102
破産者　有限会社豊畜産
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１５号
東京都昭島市郷地町２丁目29番22号
破産者　有限会社山口電設
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３１６号
東京都昭島市福島町２丁目11番２号、破産手続開始決定時の住所東京都昭島市郷地町２丁目29番22号
破産者　山口　栄一
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部